

高岡市職業訓練生養成奨励金交付要綱

平成17年11月 1 日

(目的)

第1条 この要綱は、雇用する従業員を建築・板金・左官の各高等職業訓練校（以下「訓練校」という。）に入校させた事業主に対して助成措置を講ずることに関し、高岡市補助金等交付規則（平成17年高岡市規則第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって新規学卒者や離職者等を雇用しようとする事業主の技術指導等に係る負担の軽減を図り、職業技術の向上と雇用機会の拡大に資することを目的とする。

(奨励金の交付及び対象者)

第2条 市長は、市内に事業所を有する事業主で、訓練校に市内在住の従業員を職業訓練生として入校させたものに対し、予算の範囲内で奨励金を交付する。

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、職業訓練生として入校させた従業員1人当たり2万円とする。

(交付の申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする事業主（以下「申請者」という。）は、職業訓練生養成奨励金交付申請書（様式第1号）を当該従業員の入校後30日以内に入校した訓練校校長を経由して市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、これを審査の上、奨励金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付を決定したときは、高岡市職業訓練生養成奨励金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第6条 市長は、奨励金の交付を受けた事業主が特段の事由なく、職業訓練生として入校させた従業員を事業主都合により一方的に解雇した場合又は虚偽の申請を行った場合は、奨励金の全額又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年１月１日から施行する。